

○盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例

令和7年2月25日条例第3号

盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する重要事項を調査審議させるため、管理者の附属機関として盛岡広域環境組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業者の選定方法に関する事項
- (2) 事業者の選定基準に関する事項
- (3) 事業者からの提案の審査に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に当たり管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し発言することが

できる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定によりその全部又は一部を非公開にすることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公平かつ公正に調査審議しなければならない。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、施設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。